

智慧財産法院組織法

2008年7月1日施行

2009年7月8日改正

(5条及び7条に基づき、人員配置表を作成)

2010年5月12日改正

第一章 総 則

- 第1条 知的財産権を保障し、知的財産案件を適切に処理し、国家の科学技術と経済発展を促進するため、本法を制定する。
- 第2条 智慧財産法院は、法により、知的財産にかかわる民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟の審判事務を管理する。
- 第3条 智慧財産法院が管轄する案件は以下のとおり。
1. 専利法（※日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）、商標法、著作権法、光ディスク管理條例、営業秘密法、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、公平交易法（※日本の不正競争防止法、独占禁止法の要素が含まれている）により保護される知的財産権に関して生じた第一審及び第二審民事訴訟事件。
 2. 刑法第253条から第255条、第317条、第318条の罪、又は商標法及び著作権法、公平交易法第20条第1項に関する第35条第1項及び第19条第5号に関する第36条に違反する案件で、地方法院の通常、簡易審判又は協議手続きによる第一審判決を不服とし、上訴又は抗告する刑事事件。但し、少年刑事事件はこの限りではない。
 3. 専利法、商標法、著作権法、光ディスク管理條例、集積回路回路配置法、植物品種及び種苗法、公平交易法にかかわる知的財産権によって生じた第一審行政訴訟事件及び強制執行事件。
 4. その他、法律により規定される又は司法院により指定される智慧財産法院が管轄する案件。
- 第4条 智慧財産法院の設立地は司法院が定める。
司法院は、地理的環境及び案件の多寡を考慮し、智慧財産法院支部を増設することができる。
- 第5条 智慧財産法院に対応して設置する高等裁判所檢察署知的財産分署につき、その種類及び定員は附表の規定に従う。

各地方裁判所及びその支部の検察署検察官が第3条第2号及び第4号の刑事案件を取り扱う場合、その直接の上級裁判所検察署検察長は、高等裁判所検察署知的財産分署の検察長とする。

第6条 智慧財産法院が審理する案件のうち、民事第一審訴訟手続き及び行政訴訟簡易手続きは、法官1名が単独でこれを行う。民事、刑事第二審上訴、抗告手続き及び行政訴訟の通常手続きは、法官3名による合議制でこれを行う。

合議制裁判においては庭長（※法廷の長。法廷ごとに必ず1人の「庭長」が配置されている。事件ごとに変わることはない）を裁判長とする。庭長がいない又は事情がある場合、法官のうち上位の者を、同位であれば年長者を裁判長とする。

単独審判においては該法官が裁判長の職権を行使する。

第7条 智慧財産法院又はその支部の種類及び定員は附表の規定に従う。智慧財産法院又はその支部に適用される類別及びその変更は、司法院が命令を以って定める。

第8条 智慧財産法院には所長1名を置き、法官が兼任し、簡任（※台湾の文官の階級の1つ。簡任、薦任、委任とあり、委任は1~5職等、薦任は6~9職等、簡任は10~14職等で、最高が14職等となる）第十三職等から第十四職等とし、所全体の行政事務を総括的に管理する。

智慧財産法院の所長は、最高法院法官、最高行政法院法官、最高法院検察署検察官の任用資格を具備していなければならない、かつ指導力を有する者をこれに選任する。

第9条 智慧財産法院の法廷数は事務の多寡により定め、必要時は専門法廷を設けることができる。

各法廷には庭長1名を置き、簡任第11職等から第13職等とし、所長を兼任する法官が兼任する場合を除き、法官のなかから選ばれた者がこれを兼任し、各該法廷の事務を監督する。

第10条 智慧財産法院には法官を置き、簡任第十職等から第十一職等又は薦任第九職等とする。試署（※地方法院の法官は候補、試署、実任の3階級に分けられ、一定の任期を経て、考査のうえ、上級の法官に任用される）法官は、薦任第七職等から第九職等とする。

智慧財産法院の法官を継続して2年以上務めた者は、簡任第12職等～第14職等へ昇進することができる。

智慧財産法院の法官を2年以上務め、地方法院又はその支部で所長又は庭長を兼任した法官は、簡任第12職等～第14職等へ昇進することができる。

前2項の智慧財産法院法官の勤務年数及び高等法院法官、高等行政法院法官、高等法院検察署検察官の勤務年数は合計して計算する。

司法院は業務の需要に応じ、地方法院及びその支部の試署法官又は候補法官を智慧財産法院に異動させ、案件手続きの進行、争点の整理、資料の収集・分析、判決文の起草など、法官の業務を補助させることができる。

試署法官又は候補法官が智慧財産法院に異動し業務を行う期間は、その試署法官又は候補法官の勤務年数に計上する。

智慧財産法院には法官補佐を置く。職員の招聘任命に関する法令により専門職員を招聘任命するか、若しくは各級法院又は行政法院のその他の司法職員を異動させるか、若しくはその他の機関の適当な者を一時的に異動して、案件手続きの進行、争点の整理、資料の収集・分析など、法官の業務を補助させることができる。

専門の免許又は資格を有する者が法官補佐として招聘任用された場合、その任用期間をその専門の経験年数に計上する。

法官補佐の選出招聘事項及び一時的な異動に係る方法は、司法院が決定する。

第 11 条 智慧財産法院は強制執行事務を行うに際して、執行所を設けることができ、又は普通法院民事執行所に嘱託することができ、又は行政機関に代理執行させることができる。

執行所には司法事務官を置き、薦任第 7 職等から第 9 職等とする。司法事務官が 2 名以上の場合、主任司法事務官を置き、薦任第 9 職等から簡任第 10 職等とする。

第 12 条 智慧財産法院には公設弁護人室を設ける。公設弁護人は、簡任第 10 職等から第 11 職等又は薦任第 9 職等とする。2 名以上置く場合、主任公設弁護人を置き、簡任第 10 職等から第 12 職等とする。

第二章 法官の任用資格

第 13 条 智慧財産法院の法官には、以下のいずれかの資格を有し、並びに任用予定職務の任用資格を有する者を任用する。

1. 智慧財産法院の法官を務めたことのある者。
2. 実任法官又は検察官を 2 年以上務めたことがある者、若しくは、法官又は検察官の職務を 5 年以上務め並びに薦任以上の公務員を計 10 年以上務めた者。
3. 弁護士試験に合格し、弁護士の職務を 12 年以上、並びに知的財産案件弁護士の職務を 8 年以上務め、成績が優秀でかつそれを証明する書類を有する者。
4. 教育部の認可を受けた大学又は独立学院の専任教授又は助教授、助手を計 8 年以上務め、知的財産権関連の法律課程を 5 年以上講

義し、専門著作を有する者。

5. 中央研究院の研究員又は副研究員、助理研究員を計 8 年以上務め、知的財産権の関係法律の専門著作を有する者。
6. 教育部の認可を受けた公立又は私立の大学、独立大学、独立学院の学部又は大学院を卒業又は修了し、簡任公務員を務めている又は務めたことがあり、知的財産に関する審査又は訴願、法制業務に計 10 年以上従事した者。

前項第 2 号の資格を有し法官に任用される者は、司法院が設ける選抜委員会により選抜され、任用前に専利法、商標法、著作権法又はその他の関連法律及び技術分野の在職研修を受けなければならない。その選抜委員会の組織、選抜方法、在職研修事項は司法院が定める。

第 1 項第 3 号から第 6 号の資格を有する者は、司法院が設立する選抜試験委員会の選抜試験に合格し、並びに行政法、行政訴訟法、専利法、商標法、著作権法、民事、刑事、その他関連法律について実施される職前研修に合格した後、任用される。選抜試験委員会の組織、選抜試験及び職前研修事項は司法院が定める。

第 14 条

智慧財産法院の法官の選抜及び選抜試験審査に際しては、その人格、経験、専門的な法学の素養に注意しなければならない。

司法院は智慧財産法院職員の在職研修を毎年行い、法学及び関連する専門的な素養の充実に努めなければならない。

第三章 技術審査官の配置

第 15 条

智慧財産法院には技術審査官室を設け、技術審査官を置き、薦任第 8 職等から第 9 職等とし、そのうち 2 分の 1 を簡任第十職等に列することができる。技術審査官を 2 名以上置く場合は、主任技術審査官を置き、簡任第 10 職等から第 11 職等とする。職務上必要な場合は、職員の招聘任命に関する法令に基づき、各種専門職員を招聘任命することができる。その定員は技術審査官の定員内で調整するものとし、選任方法は司法院が定める。

技術審査官室は職務上の必要性に応じて組に分けることができる。各組の組長は別途任命するのではなく、技術審査官が兼任する。

司法院は知的財産の専門知識又は技術を有する職員を一時的に異動して技術審査官に任命することができ、その一時的な異動に係る方法は司法院が定める。

技術審査官は法官の命を受け、審理する案件の技術判断、技術資料の収集・分析及び技術に関わる意見を提供し、法により訴訟手続きに参加する。

第 16 条

智慧財産法院の技術審査官は以下のいずれかの資格を有し、任用予定職務の任用資格を有するものを任用する。

1. 専利審査官又は商標審査官を計 3 年以上務め、成績が優秀でありかつそれを証明する書類を有する者。若しくは、公立又は認可を受けた私立大学、独立学院の大学院、教育部の承認を受けた外国の大学、独立学院の大学院を卒業又は修了したもので、関連学部学科の修士以上の学位を有し、専利又は商標の審査官又は助理審査官を計 6 年以上務め、成績が優秀でありかつそれを証明する書類を有する者。若しくは、公立又は認可を受けた私立の専門学校以上の学校、又は教育部の承認を受けた外国の専門学校以上の学校の関連学部学科を卒業し、専利又は商標の審査官又は助理審査官を計 8 年以上務め、成績が優秀でありかつそれを証明する書類を有する者。
2. 公立又は認可を受けた私立大学、独立学院の関係学部学科の講師を 6 年以上又は助手、助教授、教授を計 3 年以上務めている又は務め、知的財産権専門著作を有しそれを証明できる者、若しくは、公、私立の専門研究機関で研究員を 6 年以上務めている又は務め、知的財産権専門著作を有しそれを証明できる者。

前項第 1 号の技術審査官資格について、専利審査官資格条例及び商標審査官資格条例の施行前に、専利商標審査機関において専利商標審査業務に従事した年数は、第 1 項の技術審査官の勤務年数として計算することができる。

第 1 項第 1 号にいう成績が優秀であるとは、過去 3 年の年次評定の成績が、甲が 2 回、乙が 1 回以上であり、かつ、刑事又は懲戒処分、平素の評定で「記過」（※台湾の事案評定には、プラス評価として嘉奨、記功、記大功、マイナス評価として記過、記大過がある）以上の処分を受けておらず、並びにその勤務機関が証明書を発行してこれを証明するものをいう。

第四章 書記処、補助機関及びその他職員の配置

第 17 条

智慧財産法院は書記処を設ける。書記官長 1 名を置き、薦任第九職等から簡任第 11 職等とし、所長の命を受け行政事務を処理する。一等書記官は薦任第 8 職等から第 9 職等、二等書記官は薦任第 6 職等から第 7 職等、三等書記官は委任第 4 職等から第 5 職等とし、記録、書類、研究審査、総務、資料及び訴訟補助事務を分担して管理する。また、科、股（の部門に分かれて業務処理を行うことができ、科長は一等書記官が、股長は一等書記官又は二等書記官が兼任し、別途任命することはない。（科長は日本の課長、股長は日本の係長に相当）

前項の一等書記官及び二等書記官の総数は、その智慧財産法院の一等書記官及び二等書記官、三等書記官総数の2分の1を超えてはならない。

第18条 智慧財産法院は供託所を設け、主任及び補佐を置くことができる。主任は簡任第10職等、補佐は委任第4職等から第5職等とし、2分の1は薦任第6職等とすることができる。

第19条 智慧財産法院には一等通訳、二等通訳、三等通訳、技士、執達員（法院の判決、決定などの執行、送達に携わるスタッフ）、記録係及び廷務員（書記官に協力し、法廷内容を記録し、及び法廷の庶務に携わるスタッフ）を置き、一等通訳は薦任第8職等から第9職等、二等通訳は薦任第6職等から第7職等、三等通訳は委任第4職等から第5職等、技士は委任第5職等若しくは薦任第6職等から第7職等、執達員は委任第3職等から第5職等、記録係及び廷務員はいずれも委任第1職等から第3職等とする。

前項の一等通訳及び二等通訳の総数は、その智慧財産法院の一等通訳及び二等通訳、三等通訳の総数の2分の1を超えてはならない。

智慧財産法院は必要に応じて、個別案件ごとに特約通訳を招聘することができる。その招聘方法は司法院が定める。

第20条 智慧財産法院は、法廷当直、警備、犯人を押送して出廷させる及び司法警察事務（注：法廷の秩序を維持するなど）を行うために法警を置く。法警長は委任第5職等又は薦任第6職等から第7職等、副法警長は委任第4職等から第5職等又は薦任第6職等、法警は委任第3職等から第5職等とする。

第21条 智慧財産法院には人事室を設け、主任1名を置き、薦任第9職等から簡任第10職等とし、並びに科員（17条の「科」の構成メンバーである）を置くことができ、委任第5職等又は薦任第6職等から第7職等とし、法により人事管理を行う。

第22条 智慧財産法院には会計室、統計室を設け、それぞれ会計主任、統計主任を1名ずつ置き、いずれも薦任第9職等から簡任第10職等とし、並びに科員を置くことができ、委任第5職等又は薦任第6職等から第7職等とし、法によりそれぞれ年間収支決算及び会計、統計などの事項を処理する。

第23条 智慧財産法院には政風室（←紀律維持のための部署である）を設け、主任1名を置き、薦任第9職等から簡任第10職等とし、並びに科員を置くことができ、委任第5職等又は薦任第6職等から第7職等とし、法により紀律の維持にかかわる事項を処理する。

第24条 智慧財産法院には情報室を設け、主任1名を置き、薦任第9職等から簡任第10職等とする。プログラマー、システムエンジニアはいずれも

薦任第 6 職等から第 8 職等とし、助理設計師は委任第 4 職等から第 5 職等又は薦任第 6 職等とし、情報処理を行う。

前項の薦任助理設計師の定員は、その智慧財産法院の助理設計師の総数の 2 分の 1 を超えてはならない。

第五章 司法年度及び事務の配分

- 第 25 条 司法年度は毎年 1 月 1 日より同年 12 月 31 日までとする。
- 第 26 条 智慧財産法院の業務規程は司法院が定める。
- 第 27 条 智慧財産法院は毎年度末までに、所長及び庭長、法官により会議を行い、業務規程及びその他の法令規定に基づき、翌年度の司法事務の配分案及び代理順序案を決定する。
前項の会議では、翌年度の合議制裁判時の法官の配置案についても決定しなければならない。
- 第 28 条 前条の会議は所長を主席とし、決議は過半数の意見を以って決定する。賛成反対が同数の場合には、主席が決定するものとする。
- 第 29 条 事務の配分案及び代理順序案、合議制裁判時の法官の配置案が決定された後、事件又は法官の増減、その他の事由によって変更する必要がある場合、所長が関連する庭長、法官に諮ったうえでこれを変更することができる。

第六章 法廷の開閉及び秩序

- 第 30 条 智慧財産法院の開廷は法院内で行う。但し、法律に別段の規定がある場合は、この限りでない。
智慧財産法院法廷の座席配置及び傍聴規則は司法院が定める。
- 第 31 条 智慧財産法院は、必要時には、管轄区域内において場所を指定して臨時に開廷することができる。
前項の臨時開廷の方法は司法院が定める。
- 第 32 条 裁判長は法廷の開閉及び訴訟の審理において指揮権を有する。
- 第 33 条 法廷が開廷される時、裁判長が秩序維持権を有する。
- 第 34 条 法廷秩序の妨害又はその他の不当な行為を為す者に対し、裁判長は法廷への入廷禁止、又は法廷からの退廷命令を下すことができ、必要な時は閉廷時まで監視するよう命じることができる。
前項の処分に対し、不服を申し立てることはできない。
前 2 項の規定は、裁判長が法廷外で職務を執行する際にも準用される。
- 第 35 条 訴訟代理人、弁護人が法廷において訴訟を代理又は弁護する際、不当な言動があれば、裁判長は、開廷当日の代理又は弁護について、警告

- 又はこれを禁止することができる。
- 第 36 条 裁判長は前 2 条の処分を行う際、その事由を裁判記録に明確に記載しなければならない。
- 第 37 条 本章の裁判長に関する規定は、受命法官又は受託法官が職務を執行する際にも準用される。
- 第 38 条 裁判長、受命法官、受託法官の発した法廷秩序維持に係る命令に違反し、法院の職務執行を妨害し、制止に従わない場合、3 ヶ月以下の懲役、拘留又は 9,000 新台幣元以下の罰金に処する。

第七章 司法行政の監督

- 第 39 条 智慧財産法院の行政監督は以下の規定に従う。
1. 司法院院長は智慧財産法院及びその支部を監督する。
 2. 智慧財産法院所長は該法院及びその支部を監督する。
- 第 40 条 前条の規定に基づき監督権を有する者は、監督を受ける職員に対し、以下の処分を行うことができる。
1. 職務上の事項に関し、命令を発して注意を与えることができる。
 2. 職務を乱す、又は権限の範囲を逸脱する、又は行為に慎みがない者は、法により処罰又は懲戒処分とする。
- 第 41 条 本章各条の規定は裁判権の独立行使に影響を及ぼさない。

第八章 附 則

- 第 42 条 智慧財産法院の訴訟の裁判は、期限を設けなければならない。その期限は司法院が命令を以って定める。
- 第 43 条 智慧財産法院及びその支部の判決書のうち、当事者又は第三者の営業秘密に関わる部分は開示することができない。
- 第 44 条 本法に規定がない場合、法院組織法及びその他の関連法律の規定を準用する。
- 第 45 条 本法の施行日は司法院が命令を以って定める。

**智慧財産法院組織法第5条付表
高等法院檢察署知的財産分署定員数**

| 職 名 | 定 員 数 |
|-----------|-------|
| 檢察長 | 1 |
| 主任檢察官 | 2 |
| 檢察官 | 12 |
| 檢察事務官 | 6 |
| 一、二、三等書記官 | 6 |
| 司法警察官 | 3 |
| 合計 | 30 |

説明 1. 高等法院檢察署知的財産分署はまだ類別を分けない。

説明 2. 高等法院檢察署知的財産分署の檢察長については、高等法院檢察署又はその支所の檢察署の檢察長がこれを兼任することができる。

説明 3. 人事、会計、統計、政風、総務、文書、研考、システムエンジニアなど事務関係の人員については、高等法院檢察署又はその支所の檢察署の既存人員から同知的財産分署へ出向させるか、又は兼務させる。そのため、この定員数表は上述人員の定員数を記載していない。

説明 4. 付表に記載される定員数は、檢察機関の既存定員数から転任させ担当させる。

智慧財産法院組織法第7条付表

智慧財産法院又はその支所の定員数表

| 職名 | | 法院類別 | 第1類 | 第2類 | 第3類 |
|-------------|-------------|------|--------|-------|-------|
| | | 定員数 | | | |
| 所 | 長 | | 1 | 1 | 1 |
| 廷 | 長 | | 20～40 | 10～20 | 5～10 |
| 法 | 官 | | 40～80 | 20～40 | 10～20 |
| 法 | 官 助 手 | | 60～120 | 30～60 | 15～30 |
| 司 | 法 事 務 官 | | 5～8 | 3～5 | 0～3 |
| 公 | 設 弁 護 人 | | 2～4 | 1～2 | 1 |
| 技 | 術 審 査 官 | | 52～104 | 26～52 | 13～26 |
| 書 | 記 官 長 | | 1 | 1 | 1 |
| 一、二、三等書記官 | | | 68～128 | 38～68 | 19～38 |
| 供 託 所 | 主 任 | | 1 | 1 | 1 |
| | ア シ ス タ ン ト | | 1～2 | 0 | 0 |
| 人 事 室 | 主 任 | | 1 | 1 | 1 |
| | 科 員 (係 員) | | 8～16 | 4～8 | 2～4 |
| 会 計 室 | 会 計 主 任 | | 1 | 1 | 1 |
| | 科 員 (係 員) | | 8～16 | 4～8 | 2～4 |
| 統 計 室 | 統 計 主 任 | | 1 | 1 | 1 |
| | 科 員 (係 員) | | 8～16 | 4～8 | 2～4 |
| 政 風 室 | 主 任 | | 1 | 1 | 1 |
| | 科 員 (係 員) | | 4～8 | 2～4 | 1～2 |
| 情 報 | 主 任 | | 1 | 1 | 1 |
| | 設 計 師 | | 1 | 1 | 1 |

| | | | | |
|---|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 室 | 管 理 師 | 1 ~ 2 | 1 | 1 |
| | 助 手 設 計 師 | 4 ~ 5 | 3 ~ 4 | 1 ~ 2 |
| | 一、二、三等通訳 | 20 ~ 40 | 10 ~ 20 | 5 ~ 10 |
| | 司 法 警 察 官 長 | 1 | 1 | 1 |
| | 副 司 法 警 察 官 長 | 1 ~ 2 | 1 | 1 |
| | 司 法 警 察 官 | 45 ~ 89 | 24 ~ 44 | 14 ~ 23 |
| | 執 達 員 (執 行 官) | 4 ~ 6 | 3 ~ 4 | 2 ~ 3 |
| | 録 事 | 65 ~ 122 | 32 ~ 67 | 17 ~ 33 |
| | 廷 務 員 | 9 ~ 17 | 6 ~ 9 | 4 ~ 6 |
| | 技 工 | 1 | 0 | 0 |
| | 合 計 | 436 ~ 836 | 232 ~ 435 | 125 ~ 231 |

説明：智慧財産法院では、一年間の受付件数が1万件以上のものは第1類、5000件以上1万件以下のものは第2類、5000件以下のものは第3類と分類している。